

えてそんな難しいことはしなくてもいいかもしれない。しかし、街路事業がラストチャンスだと。その街路事業を、例えば駅前通りもつなげるとなると、やはり相当お金のかかる国、県の事業ですから、そのためにはやっぱり市としても成功するような取り組みをしなきゃいけないと。

そのために、ことし中心市街地の活性化のための、若い人たちも含めて商店街や地域の人、いろんな団体の皆さんのご意見を伺うような協議会がことしスタートしますし、遅くなりましたけども、庁内の大体7課8課にわたるプロジェクトもスタートいたしました、プロジェクトチーム。あと子育てについてのプロジェクトも出ましたし、あと26年度からの第5次総合計画を、その中でこれからの施設全部出して、どういった施設が必要なのかと、どのぐらいのお金がかかるのか。それと当然、学校と文化会館だけじゃなくてスポーツ施設あるわけですね、市営球場とか市営グラウンドとかテニスコートをどうするか。あと、あやめ公園、つつじ公園、これ、どういうふうにして、このままではだめな部分あったら、直していかなくちゃいけませんし、そういったことなども含めて、あと大切な生活環境の道路とか、そういったところをどうするんだとか、あとは街灯なんかもう全部LEDにしたら、どのくらいかかるとか、そういう膨大な事務量と市民の皆さんの意見を聞いて、やっぱり2年ぐらいかけて第5次総合計画をやらなくちゃいけないということで、ことしスタートしましたので、ぜひ議会の皆様からもいろいろご意見をいただきながら、いろんなデータを出しますので、その中で最終的に判断を一緒にしなくちゃいけないんじゃないかなと思ってるところです。

○蒲生光男議長 1番、赤間泰広議員。

○1番 赤間泰広議員 わかりました。本当にいろんなことがメジロ押しっていうんですか、皆

さん言われるとおりに、少子高齢化の時代に入って市3万人復活プラン、そして子育て支援、さまざまなことを長井市でこれからもやっていかなければならないと思います。私たちも一緒になって頑張ってる所存でございますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

最後に私、先人の言葉ということでまた一つ申し上げさせていただきたいんですけども、「虎は死して皮を残し、人は死して名を残す」というような先人の格言がございますけども、ぜひ市長には将来、未来永劫にわたって名前を残していられるような市政をしていただきたいということを願って、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○蒲生光男議長 ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○蒲生光男議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

なお、大沼久議員から早退させてほしい旨の申し出があり、許可いたしましたので、ご報告いたします。

それでは、市政一般に関する質問を続行いたします。

### 江口忠博議員の質問

○蒲生光男議長 順位3番、議席番号3番、江口忠博議員。

(3番江口忠博議員登壇)

○3番 江口忠博議員 お疲れさまでございます。

一般質問の午後の部、最初の質問に立たせていただきます。

私の質問は大きく2つであります。

まず1つ目、産業廃棄物処理施設の再稼働の予定についてであります。この再稼働は、長井市景観基本条例の基本理念にもそぐわず、また長井市環境保全基本条例や第2次長井市環境基本計画の推進の妨げになるものという私の認識に対して、市長はどのようなご所見をお持ちか、お尋ねしたいと思います。

このたび市内泉地区にあります稼働停止状態となっていた産業廃棄物処理施設を業者が借り受け、この処理施設を稼働させるという報告を過日、厚生常任委員会協議会を傍聴した際に知ったところでございます。県当局が許可をしたという拙速とも思える判断に対して、県への大きな不信感を覚えたと同時に、市の対応はどのようなものだったのかという疑問もありましたので、質問をさせていただくことにいたしました。

以前のこの施設の稼働状況を思い返せば、煙害、煙の害です、あと悪臭の情報が市民の方々から頻繁に寄せられました。また、良好な景観を著しく損ねる施設でもありました。市民生活に悪影響を与えた施設であり、稼働実態であったことは、多くの市民の方々の共通した認識であったと思います。

最上川の右岸にあるこの施設は、長井市の南側の玄関口とも言える豊田、泉地区からのやわらかな東山の景観には全くふさわしくありません。最上川発祥の地という碑まで建つ河井地区のビューポイントを視点場とした景観を大きく損なうものです。長井市に観光で来られた方々からは、このようにすてきな景観を持った長井市の玄関口に、なぜあのような施設があるのかといった苦情も苦言も幾度もちょうだいいたしました。

このたびの再稼働に際して、当該地区の地区

長さんからは同意を得たとの情報も入っていますが、同意に至るまでのプロセスはどのようなものだったのでありましょう。これから始まる第5次総合計画の策定に当たっては、地区計画の作成も想定されているようですが、そのとき既に産業廃棄物処理施設が稼働していて、周辺地域や市全体に及ぼす影響を排除できないという悲しい限定条件がついた中で、地区計画をつくらなければならないという、まことに残念な状況に至る懸念もござります。未来が制約されてしまうわけです。昨年の福島第一原子力発電所の事故による被害を例に挙げるまでもなく、これまでの経済活動が未来を限定的なものにしてしまった例は限りなく存在しております。市が提唱している長井の心の意味するところを考えれば、なおさら、この施設の再稼働は認められるものではありません。

昨年の3月に制定されました長井市景観基本条例における基本理念、第2条、「市民、事業者及び市は、本市の歴史的建造物、自然環境及び農村風景が地域の特性であり、次世代に引き継ぐ財産であることを認識し、協働してこれらを整備し、保全することにより良好な景観を形成するよう努めなければならない」という、この条例の基本理念にもそぐわないものと思えますし、同じく平成6年3月に制定されました環境保全基本条例や第2次環境基本計画に照らし合わせても、整合性が見出せないばかりか、計画推進を阻害する要因でもありますが、市長のお考えをお聞かせください。

また、環境保全基本条例にうたわれている事業者の責務、第5条、「事業者は、その事業活動を行うに当たっては、良好な環境を侵すことのないよう、法令に反しない場合にあっても、みずからの責任において適切な措置を構ずるものとする」。以下、2項、3項ずっとあります。第8条には指導、助言及び助成という項目がうたわれております。第8条、「市長は、良好な

環境の保全及び創造のために必要があると認めるときは、市民及び事業者に対し、指導、助言及び助成を行うことができる」と。2項、「市長は、市民及び事業者に対し、前項の指導、助言及び助成を行ったときは、必要に応じ、報告を求めることができる」と。こういう条件に沿えば、事業者との協議や指導があってもしかるべきですが、今後どのように対策をとられるかもお尋ねいたします。

また、このような施設の稼働にあつては、県に許認可権があることは承知をしておりますが、県当局は、長井市民の意思でもある各条例や過去の実害などを考慮せずに、法律や市よりも優越する権利、そして前例を優先し、許可したと思わざるを得ませんが、市としては今後、県当局に対して意見を述べる機会を得たり、また、時には稼働予定の差し止めを求めるようなことは考えていないのか、あわせてお聞きしたいと思います。

次に、大きな項目の2番目について選挙管理委員会委員長に伺います。

3月の定例会の一般質問の際にも伺ったことで恐縮とは存じますが、そのときの質疑を振り返ってみますと、やはりもう一度お尋ねしなければならないと思っております。お許しください。

3月の答弁では、掲示用の選挙運動ポスターの公費負担限度額における単価掛ける100枚分に加算される10万625円、この額は長井市の場合、ほかの自治体の3分の1に減額されたものであること、また、この制度は国の国政選挙の例に倣ったものであることを示されました。この部分は承知したのでありますが、ポスター1枚当たりの単価に掲示箇所100カ所の枚数を掛けた額、これに10万625円を加える意味をお尋ねした際のお答えが、私としては納得できるものではございませんでした。

当時、再質問の質問が短かったもので具体的

なやりとりができなかったわけですが、質問原稿を提出しておりましたが、私の文章が稚拙であったためか、意図を酌み取っていただけなかったようでありますので、このたびはもうちょっと具体的な例を挙げて質問をさせていただきます。

さきの答弁では、ポスターを作製する際のデザイン料であるとか企画料であるとか写真撮影代などの分が10万625円に当たるというお考えを示されました。長井市の場合、あえて3分の1に減額したこと自体は、これは評価いたしますが、言いかえれば、長井市以外はこれらの費用は3倍かかるということにもなります。そもそも10万625円などを加えずに、単純にポスター1枚当たりの適正単価を最初から示せばよいと考えますが、現行ではポスター1枚の単価に掲示枚数を掛けて、そして企画料などと称する10万625円を加えた15万1,700円という限度額が適正に請求されているかの確認というのは、印刷業者の見積書の中にこれらの項目がうたわれているかを検証しなければならないということになります。

実際、印刷業者が提出する市への請求書は、100枚分の印刷費用ということですから、ここの部分のチェックは候補者が保存しているはずの見積書のみでしか検証のすべがありません。しかし、選挙管理委員会からはこの見積書の提出、もっと正確に言えば、紙代、印刷代、デザイン料、企画料、撮影代などを積算した計算書などは求められておりません。つまり、請求というのは100枚つくりましたという自己申告した数字と、上限額以内の金額であればよいということになっているわけです。ですから、私が3月の一般質問で、最初から限度額の15万1,700円ありきの請求金額になってはいないかという懸念を申し上げたわけです。

候補者は、作成したポスター1枚を選挙管理委員会に提出することになっております。紙質

やできばえなどを比較するための提出であるならば、請求金額に著しい差がある場合、そのわけも推測できることになるでしょうが、その場合でも必要性があれば、候補者や印刷業者に事情を聴取するなどの策も講じるべきでありましょう。これは、行政委員会としての選挙管理委員会が果たすべき責務の一つであるとも考えます。

その上でお尋ねします。昨年4月の選挙におきまして、印刷業者よりの請求金額が候補者によっては3.7倍余りも違ったということは確認されているはずですが、選挙管理委員会として疑問を感じられなかったのか、また、請求額の大きな違いのわけを候補者や印刷業者に確認されたのかもあわせてお尋ねいたします。

選挙管理委員会としては、明るく正しい選挙を推進しておられるわけですし、候補者もまた公職選挙法を遵守していかなければなりません。その上で選挙民の方々の誤解を招くことのない、わかりやすく納得できる選挙を実施するためにも、選挙管理事務を点検していくべきと思いますが、このことへのお考えもお聞かせください。

結びに、この後の再質問の時間もぜひ考慮していただきまして、市長はじめ当局からは簡潔な答弁いただけますようお願い申し上げて、壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○蒲生光男議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 江口議員のご質問にお答えいたします。

泉地区の産業廃棄物処理施設の再稼働予定についてでございますけれども、このことを知ったのは私も先月の5月14日に知りました。日の出町の地区長さんのほうに、地区長さんはじめ日の出町地区の皆さんが、再稼働する予定のエコ・フレンズという会社がチラシを配られたということで、地区長さんが市民課長のほうに相談に来られまして、市民課長からその文書も含

めて私のほうに報告があって、私からその場で、すぐに県の置賜総合支庁支庁長のほうに抗議の電話と、その経過を教えてほしいということで電話したところでございます。

詳しいことを申し上げますと、平成22年の11月24日、県は丸和産業が有する産業廃棄物処理施設許可について、エコ・フレンズに対し、産業廃棄物処理施設の借り受け許可を行ったということでございました。これは5月の16日に支庁長はじめ県の担当者3人で市役所にお越しになりまして、その経過などを説明されました。それによりまして、借り受け許可申請時に泉地区の羽黒、それから福田の地区長さんから同意書を出していただいていると。その際、エコ・フレンズでは羽黒地区、福田地区、八景地区の各戸に文書を配布するというので、地元の同意をもらったということのようでございます。この同意というのは、処理施設の半径500メートルというような規定がありまして、許可の際の条件ですね。それで500メートルに当たる羽黒地区からももらったけれども、周りの部分の地区からもいただいたということのようです。一方で平成23年の4月13日、最高裁の上告棄却によりまして丸和産業のほうに有罪が確定しておりまして、そんなことから平成23年の1月7日、県では廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業等のすべての許可を取り消したということでございます。

市には、市の同意を得るなんていうところか、全く通知がないのが実態でございました。これは、廃棄物処理法に基づく今回の手続では市の関与は全くない、必要ないということでもございました。これに対して、やはり法的にはなくても、県として許可権者として地元の地区の同意、あるいは市のほうには少なくとも報告はあってしかるべきだと。むしろ私ども景観条例を定めたり、あるいはフットパスということで、最上川の河川沿いのいろんな景観を楽しめる取り組

みを国の支援を受けてやっているにもかかわらず、全くそれを無視したやり方っていうのは、全く縦割りですよ。県の環境課はそういったところは関係ないと、自分のエリアしか見てないということの裏づけっていうか、そういう形ですので、非常に私としては抗議をしたところですが、残念ながら法的な部分での我々の関知する部分はないというのが実態でございました。

議員からは、再稼働は長井市景観条例の基本理念にそぐわず長井市環境保全基本条例及び第2次長井市環境基本計画を妨げると思うが、いかがかということですが、これは私も全く同感でございます。景観面からも環境面からも再稼働は絶対してほしくないという思いでございますが、いろいろ調べてみますと、この丸和産業さんが産業廃棄物の焼却施設の許可を得たのが平成5年の5月の31日です。処分業の許可が同じように小さい施設のほうが平成5年の12月18日、大きいほうが平成8年の11月26日のようでございます。したがって、その当時のことは私もわかりません。ちょっと調べてもみなかったんですが、結局、平成6年に環境保全基本条例ができたわけですね。平成6年の4月施行だと思います。ですから、それ以前の施設は残念ながら、新たに何か施設を直す場合であれば、いろいろ指導もできるんでしょうけども、できないと。全くできないかっていうのは確かに検討の余地があると思いますが、そういうことだったんだと思います。

同じく第2次長井市環境基本計画、これも平成17年の8月に策定したものです。また、景観計画を立てて景観条例もことしの4月からでございます。そうしますと、以前のものについては残念ながら新たにそれを手直し、外観とか手直しする場合は指導とか、あるいは協議をする対象になるんですが、こういった条例とか法的には何もできないというのが実態でございます。

議員のほうからは、市としては県当局に対し

て意見を述べる機会を得たり、また、時には稼働予定の差し止めを求めるようなことは考えていないのかということなんですが、繰り返しになりますけども、県のほうから全くそういった情報がありませんでしたので、置賜総合支庁のほうにそれを確認したわけですけども、県のほうの考え方としては、まず、施設の借り受けですね。それについては、条件を整えば許可せざるを得ないということから、これは許可をしたと、地元の同意も得たんだということでもあります。非常にそういう意味ではまだ稼働はしてありませんが、借り受けの許可についてはもう決定済みであるということだと思います。

これから市の対応をどうするかということですが、まず、市といたしましては差し止めとか公的な部分ではできませんので、また、市の条例とかどうのこうのについては、県とはまた違う立場であります。県は、我々市町村の上位団体ではありませんので、同じ地方公共団体なわけですけども、ただ、行政範囲が山形県なら山形県全般、私ども長井市ということなんです。それと許可権限がそれぞれ違います。産業廃棄物については県の許可ということでもありますので、県のほうに従わなきゃいけないとかではなくて、これは別の法体系の許可であるということで、私どもとしては要望を申し上げることにはできますけれども、法的に差し止め等々は行政としてはできないということでもあります。

まず、市としては今後、情報提供をしっかりとしなきゃいけないというふうに思っておりますので、来る6月11日の夕方でございますけども、中央地区公民館で関係いたします中央地区、豊田地区、伊佐沢地区の地区長さんと関係する学校、長井南中学校、豊田小学校、伊佐沢小学校の学校長とPTA会長にお集まりいただきまして、私も出席して説明会を開く予定でございます。日の出町地区で隣組長さんに市のほうで説

明会を開いてまいりました。県の担当者から話を聞きたいとの要望を受けまして、6月19日の夕方、日の出町公民館での県の置賜総合支庁環境課からの説明を受ける予定にしているところでございます。

ちょっとなかなか法的な部分では、市では何もできない部分というのは非常に残念ではございますが、しかし、県のほうについては、許可権者がしっかりと住民説明会も行ってもらいたいと、県が許可して後は市で、じゃ、やれってというのは、それは違うんじゃないかということでは申し上げております。しかし、実際に困るのは住民であります、まず、生活面とかそういう面で。あと環境面では市全体のいろいろな利益を損なうっていいいますか、市民のいわゆる生活権の一部を制約するような格好になりはしないかというふうに思っておりますので、今後、市としてどうするかについては、いろいろ検討しなきゃいけないというふうに思っております。

私からは、以上でございます。

○蒲生光男議長 遠藤誠一選挙管理委員会委員長。

○遠藤誠一選挙管理委員会委員長 江口議員のご質問にお答え申し上げます。

選挙費用の公費負担についてという質問でございますけれども、印刷業者よりの請求金額が候補者によって3.7倍余りも異なっているということで、選挙管理委員会として疑問を感じなかったのか、また、請求額の大きな違いのわけを候補者や印刷業者に確認されたのかという質問でございます。これに対してお答えいたします。

公費負担制度については、3月議会でも説明しておりますが、経費のかからない選挙を実現することにより、広く立候補者の機会均等を図る手段として採用しているものです。長井市でも公職選挙法施行令第110条の4第2項の規定に準拠し、公費負担の限度額及び算出方法等について、地方公共団体における実情を総合的に

勘案して、適正な額を条例で定めております。

掲示用ポスター製作費用にかかわる公費負担については、ポスター製作にかかわる写真撮影料やデザイン料など、企画製作費を10万625円、ポスターの印刷費を1枚当たり510円48銭として、掲示場の数を乗じて金額を算出しております。議員おっしゃる企画料を加えず、最初から1枚の適正な単価を示せばということでございますけれども、現行では国政選挙の計算式に準拠して単価を出して計算してるところでございます。

昨年4月の選挙で印刷業者の請求額に甚だしい違いがあることに疑問を感じなかったのか、また、請求額の大きな違いのわけを候補者や印刷業者に確認されたのかという質問でございますが、これまでの選挙では、ほぼ限度額に近い請求でございましたので、今回初めて他の候補者と比べまして低額の請求額があったわけでございます。確かに製作費を随分安く抑えていただいたなという認識は持ったところでございますが、しかし、公費負担額に関しましては、上限額を定額で交付するのではなくって、あくまでも公費負担限度額として上限額を定めているものです。

選挙ポスターは、選挙運動における候補者選定において極めて有効な媒体でありますので、候補者とポスター作成業者との間の契約等においては特段の規定を定めておらず、各候補の趣向、選挙への方針、考え方などによって自由にポスターを作成していただいているところでございます。したがって、低額な製作費による請求額で疑問を感じるということよりも、公費負担を辞退された候補者もおられましたので、候補者にあっては公費負担の趣旨を十分踏まえられ、最小の経費で最大の効果を上げられるよう財政負担の軽減にご努力されたものにとらえたところでございます。請求額の違いのわけを候補者や印刷業者に確認ということはやってお

りません。

しかしながら、ご指摘にありますように公費負担という財政状況を考慮した場合、今回のように安価で製作できるというケースも確認できましたので、今後、現行制度上の公費負担にかかわる条例及び規則に定める事務手続をさらに適切に執行していくためにも、ポスター作成契約届け出書の提出のときに作成費用明細書を添付していただくとか、さらに候補者説明会及び会計担当責任者説明会の中においても、公費負担にかかわる基本的な考え方である上限額を低額で交付するのではなく、上限額の範囲内で実際に要した費用を交付する制度であるということ詳しく説明申し上げまして、適正な価格で契約していただけるよう、選挙管理委員会としても選挙公営制度の運用面で改善していくよう今後検討してまいりたいと考えております。

以上、選挙管理委員会としての見解、答弁とさせていただきます。

○蒲生光男議長 3番、江口忠博議員。

○3番 江口忠博議員 ご答弁ありがとうございます。

先に、ちょっと選挙管理委員会のほうにもう一回お尋ねしますが、候補者のほうがポスターを1枚ずつ提示、提供しておりますが、何のためにポスターを選挙管理委員会に届けているのか、でき上がったものです。そこら辺をちょっとお聞きしたいんですが、それは委員長でよろしいですか。

○蒲生光男議長 遠藤誠一選挙管理委員会委員長。

○遠藤誠一選挙管理委員会委員長 甚だ恐縮でございますけれども、詳細につきまして選挙管理委員会事務局長のほうに回答をいただきますので、よろしくご理解お願い申し上げます。

○蒲生光男議長 高橋 徹選挙管理委員会事務局長。

○高橋 徹選挙管理委員会事務局長 ポスターを提示させていただいておりますけれども、それ

につきましては、できぐあいがどうのこうのじゃなくて、ポスターの文言ですとか、条例等に沿った中身で記載されているかということと実際に出されたものを確認するという意味で提出を求めているところでございます。以上でございます。

○蒲生光男議長 3番、江口忠博議員。

○3番 江口忠博議員 そうしますと、候補者のポスターというのは集票といいますか、1票を投じる方々にとっては、できばえを評価していただいたりですね。それは訴求力の面からいいますと、ポスターのできばえというのは非常に関係があるんだということも、先ほど委員長のほうからのお答えもありましたけれども、それでは、ポスターを比べられて、これは紙質であるとか、できばえとして立派なものだとか、そういうことまでは全く検討してないと、見てないと、精査をしていないということととらえましたが、実は長井市以外の、山形県では余り例がないんでありますが、全国的に見ますと、業者による、こういう言葉は余り言いたくありませんが、ポスター代の水増し請求ということが全国的に取り上げられまして、刑事事件、告訴まで至ろうかというようなこともあります。

新聞紙上をにぎわした例も2000年あたりから非常に多くなりましたんですが、ことしが、先ほど委員長のほうからは運用面でこれからいろいろ検討を重ねていくんだというふうなご決意もいただいたわけですが、上限額ありきではないということの説明というのは当然候補者の方々もわかっていらっしゃるのですが、漏れ伝わってくる情報によりますと、印刷業者さんの中では上限額の範囲内でポスター以外の印刷物もつぎ込んで、つぎ込んでいいまいしょうか、入れ込んで限度額にしていいのだという誤解といいまいしょうか、そういった情報も印刷業者さんの中では流れているというふうにも聞いております。そうしますと、これまでの長井市

がとってきた3分の1に減額した10万625円という額も、減額されたということは先ほど申し上げましたように評価はするんでありますが、それでも限度額というのがひとり歩きしてしまってるという現実があるということは、ぜひ認識していただきたいと思うんです。

正直申し上げて、最高級の紙を使いまして、耐水性の紙です。最近では掲示場がアルミ板でありますので画びょうが刺さりません。そうしますとのりづけになってしまいます。裏面を全面のりのシートにしまして、100枚つくっても10万円はいかんだらうというのが、ある印刷業者さんですけども、そういう見積もりの額も出ています。

そんな実態もあるものですから、ぜひこれから選挙管理におかれては、もう少し厳しくと申しましょうか、公明にそこら辺は選挙の執行ができるようご指導いただきたい。というのは、私たち候補者、今は議員という立場であります、公職選挙法と、そして選挙管理委員会の方々の管理とか指導のもとで選挙を戦うわけです。そうしますと、その運用というのを本当に厳格に厳しくやっていただかないといけないと思っておりますが、もう一回、委員長のほうからそのご決意も含めてお言葉をいただきたいと思えます。

○蒲生光男議長 遠藤誠一選挙管理委員長。

○遠藤誠一選挙管理委員会委員長 ご指摘ありがとうございます。

これからその辺を十分、委員会としても検討、精査をいたしまして、有権者にこたえられるような選挙管理をやっていききたいというふうに考えますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思えます。

○蒲生光男議長 3番、江口忠博議員。

○3番 江口忠博議員 それでは、先ほどの産廃処理施設のところに戻って、戻ってといいましようか、そこに触れたいと思えます。

業者のほうは、各当該地区長さんのほうへ赴いて同意をいただいたと、資料では、判こももらったというんでしょうか、同意をいただいたということではありますが、全国的に見ても産廃処理施設というのはいろいろ問題があつて、問題があつてというか、稼働実態が問題がありますが、受け入れる市民側の感情の部分としても非常に問題があつて、そう簡単に事が進んでいるとは思わないんでありますが、この地区長の同意、地区の同意というのは、これ法的には全く担保されてないですね。これは行政指導の一環として同意を求めなさいということでもありますので、これが同意があつたからといって、大手を振って何かお墨つきをいただいたということにはならないわけではありますが、長井市の地区長設置条例というのがあります。

この中に地区長の職務というのが決まっております。こういった場合、地区長さんがご本人の個人的な同意でもって、もちろん地区民の総意として意思を伝えるということにはならないわけですけども、市としては地区長の方に同意を求めるといふ、この行政指導の各地区長さんのほうへの同意というのを県のほうでは、今回のエコ・フレンズさんは各地区長さんに同意を求めたということをして市のほうに報告されておりますけども、そうしますと、地区長さんの職務ということを考えると、市のほうではそれは合わない。幾ら地区長さんに同意を求めたということをして市へ報告していただいても、それは筋違いだと、全然違うんだよということのご認識はお持ちですか。

○蒲生光男議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

私は県に対して、地区長さんが同意したから地区が同意したとはならないでしょうと、全員にもらえばその地区の住民は了解したということであるんでしょうけども、地区長さんが個人的に、あくまでも個人ですよ、で地区が同意

したということにならないのではないかということをお願いしたら、それは地区長さんの同意といいますか、それが条件というよりは、それをいただいて許可してると、ですから必須条件じゃないみたいなことを言われました。

ですから結局、江口議員おっしゃるように、500メートル以内の住宅、ご本人からもらうことは法で定められてると思うんですね。ただ、それが地区長さんからもらったから、じゃあその人を含めて地区が合意したというふうにはならないんじゃないかというふうに私は申し上げましたが、法的には必須条件じゃなくて、地区の同意ももらったということが担保されればいいというようなニュアンスで答えられました。ここのところはもう一度、改めて今後活動するときに確認をしなければいけないんだと思います。江口議員と同じく、私も地区長さんが合意したから地区が全員合意してということではないというふうに思います。

○蒲生光男議長 3番、江口忠博議員。

○3番 江口忠博議員 このやりとりは、私は市長を含め行政当局のほうと対峙しようという気は全くもちろんありませんで、私たち市民も行政も一緒になって今回の事態にどう対応していくべきかということの共通認識を持ちたいと思って議論させていただいてるわけです。

例えば半径500メートル以内という数字がよく出てますが、昨年原発の事故でも、原発の立地自治体というのが果たしてどこまで正当性があるのかというようなことも今非常に議論になってますですね。大飯原発の問題でもそうです。

当該地区というのは半径500メートル以内のところなんでありましようが、及ぼす影響というのは市内全域と言っても過言ではもちろんありません、過言ではないでしょう。まして、これから観光振興計画というのを作成するに当たって、先ほど市長さんもおっしゃいました、あ

の場所に煙が上がる、あるいはにおいが漂うというようなことは、これはやっぱりだれが考えてもおかしいだろうと。ノーと言わざるを得ないわけです。これは民間の事業体に制約を加えるということになりますのでなかなか厳しい面もあると思うんですが、まちづくり基本条例の中では、協働のまちづくりとしてうたってる中であっては、市民も事業者も行政もともにということをやっておりますね。

先ほど市長は、丸和産業さんの以前の稼働の時期と、さまざまな条例が出た時期の問題をおっしゃいました。以前にあった稼働施設でありますので、そこところはなかなか縛りがかけられないのだというようなこともおっしゃいましたけども、これ借り受けというふうになったときに、それは当時丸和さんが許可をもらったその年代、年をずっとやっぱり引っ張ってくる、時期がですよ、というふうに解釈すべきなんではないでしょうか。

○蒲生光男議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 それは江口議員がおっしゃるように、施設として許可をもらってるんですね。一方で、業の許可は会社がもらってるんですね。なものですから、素朴な疑問として、私ももう少し調べなきゃいけないんでしょうけども、いつまで、じゃあその施設を産廃の焼却場として認めなきゃいけないんだと、永久なのですかというところもあるわけですよ。多分どっかで老朽化すると直すんでしょうけども、直すときは、今度法的な部分では条例の縛りをつけることができるんだと思います。

今回の借り受けについては、内部は手直しをしたようですが、外部は残念ながらそういったことをしないと。ひどい話が、もう産廃が周りにいっぱいあるわけですよ、違法状態なわけですよ。そのままやるんですよ。それは私からすれば、その産廃を、違法の状態は県が許可してるなら県がやっぱりちゃんとしてほしいわけ

ですよ。ただ、人目には確かにつきません、人がよく行くところじゃありませんので。だけど相変わらず違法状態なわけですよ。あとは、要は業法違反で逮捕されて会社の取り消しも丸和さんされたわけですけども、その丸和さんが産廃の焼却灰を施設内に埋めたりとか、これ違法なわけですね。そのまんまなのかどうかよくわからないんですが、そこがそのまま結局その施設を使って、もともとエコ・フレンズというのは丸和産業さんの役員の一人名の人が引き継いでいるんですね。ですからそういうことがまかり通るのかと。何としても納得いかないんですが、許可権者は県でありますので、行政としてはやはりこれどうしようもありませんので、要望書を上げる程度でしょう、市でも。

あとは、やはり江口議員おっしゃるように、市民の皆さんにお知らせしながら、市民の皆様がどう考えるか、そういったところをやっぱり判断をしながら行政として何ができるかですけども、このまま放置するとか、見て見ぬふりをするわけにいかないなと思ってるところです。

○蒲生光男議長 3番、江口忠博議員。

○3番 江口忠博議員 ありがとうございます。

資料として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律というのをいただきました。第9条の5の3項ですけども、ここの中には、施設を借り受けた業者は当該一般廃棄物処理施設に係る許可施設設置者、前の丸和さんですね、の地位を承継するとあるんです。この地位とはどういうことを指すのかということのをいろいろ想像するんですけど、うがった見方を見れば、有罪の判決を受けた会社の地位を承継するということは有罪判決をそのまま承継するのかということ、我々市民感覚からすれば、悪口になっちゃいますけども、そんなことまで想像できるちょっとあいまいな表現だと思うんですが、ぜひこの地位というのを法的な根拠も含めて確認をしてい

ただきたいと思うんですが、こういう行政と市と県の関係、あるいは市と業者の関係ということになりますんで、非常に許認可権を持たない市とすると、どういうふうに対抗していったらいいのかわからないということも苦悩の一つだと思うんですが、平成9年のときにも一つありました。

これは、長井市内の企業が野川第一発電所の下流に、その企業が持っていた、自分のところの企業の中の廃棄物の処理施設、小さな処理施設があったんですが、それを営業用に拡大して県に許可申請を出したと。そうしますと、いろんなところから廃棄物が入ってくるのがこれは想像されましたので、長井市の水源である野川の発電所の下流ということは非常に市民としてもこれは大変な事態だということで、当時、目黒市長さんだったと思いますが、申し入れしました。市でも県には意見書を出したのだそうではありますが、県のほうは、それは意見書は聞きおくということ程度だったと思います。

市民が、私も含めてその当時チームをつくったといいましょうか、反対署名運動を行いました。約1カ月かかったか、かかんなかったんですが、2万4,000人の市民の方々の反対署名を集めました。大変な苦勞をしました。全地区を回って署名簿を配布しながら、あるいはまた回収して、そしてかなり膨大な厚みのものを市長のほうにお届けしたと。しかもそのときはダイオキシン問題なんかさまざまあったものですから、廃棄物業者さんと市民の間というのは全国的にも非常にあつれきがあったんですね、もめごとがあった時代であります。笑い話のようではありますが、署名簿を提出した市民の側に何かあったらいけないというのでパトカーまでお願いして待機させたことがあったんです、その当時。ですから非常に緊張した中でそういった署名活動も行いました。結果として、その業者さんは、そういった騒ぎといいましょうか、市民

の意向をおもんばかって計画を取り下げられたんですね。で、事なきを得たということがありましたけども。

今回の問題に関しても、やはり市民活動でもってするしかこの問題は解決しないのかとなりますと、私は非常につらいんですね。私たち市民がつくった条例、市民がつくった計画といってもいいわけではありますが、こういったものを私たち掲げながらこれからまちづくりしようとするときに、また降ってわいた課題に対して市民みずから苦勞して苦勞して県のほうに物を言っていかなきゃいけない、あるいは業者に物を言っていかなきゃいけないというのは大変なんです。ぜひ何か知恵を出して、市が先頭を切ってその辺の反対にかかわる動きがとれないものかということをおもうんですが、アイデア等々もぜひこれから、もしあればお聞かせ願いたいんですが、ないものでしょうかね。やはり市民運動頼りということになってしまうんでしょうか。

○蒲生光男議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 江口議員おっしゃることもよくわかります。その江口議員がおっしゃった活動というのはちょっと私はわからないんですが、多分、平市長のときですよ、平成9年。目黒市長は10年の暮れですから、就任されたのは。

やはり形としては、市民の皆様のそういう運動が一番きくんだと思います、県にしてみれば、許可権者からしてみれば。市のほうでは、市の権限がないところに何で県が言うんだと、基本的にはそうですよね。ただし、市民生活がいろいろ影響あるから市としてはやっぱり看過できないんだということは、まだ知事には言ってないんですが、出先の長には言ったわけですよ。電話でお話ししたんで伝わってないかもしれませんが、かなりな大声できんきん言いました。割と単純にぱつと燃えやすいものですからびっくりされたと思うんですが、やっぱり許せない

という、勝手にそういうことをやってその後の影響って考えたことあるのかと、許可権者として余りにも無配慮だろうということは申し上げましたけれども。

でも結局、長井工業高校の再編と同じですよ。県のほうでもう決めたと言え、それはもう法に基づいてせざるを得ないわけですから、それに対して市のほうでどうのこうの言うというのは、行政間としてはお願いはできますけれども、やっぱりそれだけではなかなか難しいんじゃないだろうかと思います。大変ですけども、県にとって一番恐れてるのは市民の反対だと思います。市長が一人で反対したって何だと、長井市長の遠ぼえかで終わるわけですよ、許可権者からすれば。山形県はそんなことはないんでしょうけども、普通はそうだと思います。やはり国、県、市町村で権限がそれぞれ違いますので、ですから、やっぱり我々同じ行政体として県の立場も理解せざるを得ない。必要条件がそろったものについては許可せざるを得ないんですね。

そういうふうに考えますと、我々同じ地方公共団体として、県の許可ということに対する権限についてもある程度配慮、おもんばかる必要があるだろうと。ですから、それを超えてやるには市民の皆様のご協力がないとなかなかしにくいというふうに今のところ思っております。何かいい方法があったら江口議員からもご指導いただければと、こういうふうに思います。

○蒲生光男議長 3番、江口忠博議員。

○3番 江口忠博議員 ご指導なんてできません。こちらのほうが指導していただきたいわけですよ。こういったことは市長がおっしゃることも十分理解はするんであります。行政同士の関係ということは難しいということもわかります。でも、つらいですね、これは非常に。想像してみるだけで恐ろしくなります。

ですから、対案としてこんなことを逆に提案

されたらいかがかなと思うんですが、あそこでは物を燃やしますですね。熱が出ます。その熱エネルギーを転換させて、もうちょっとこれから将来に役立つような施設にもうグレードアップさせてしまうというようなことをあわせて県当局あるいは業者さんのほうにも提案されて、そのための資金等々は国あるいは県のほうからも入れてもらうなんていうことは、もうちょっと遠いところまで見たところの提案などもあわせてしていただくなんちゅうことはできませんでしょうかね。いかがでしょう、私の今ご提案申し上げたこと。

○蒲生光男議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 江口議員のご提案も検討する必要はあると思います。

再生可能エネルギーの中で、私ども小水力とか太陽光とかあるわけですけども、バイオマスというのは非常に有望な再生可能エネルギーの手段だと思っています。これはこれで、ただ、つくる場合はやっぱりあそこではないだろうというふうに思っておりますので、それから多額の事業費がかかりますし、そういった場合、今ある現実があそこでもう許可もらってるわけですから、あとは業としての許可をもらえばもう営業できるわけですね。私ども、業者さんの立場からすれば、ちゃんとした手続をとって法的にちゃんとクリアしたんだから、あと許可もらえるはずだと、それを行政がどうのこうの、例えば山形県がいろいろ言ってるのに長井市がどうのこうのって邪魔する場合は、これは民事でやられるんですね、おわかりですね。要は、得べかりし利益を損ねたということで長井市が訴えられるわけですよ。

しかし、江口議員なんかがなされた平成9年の運動というのは、業者さんみずからが、これは地域の市民の理解を得られないとだめだということで辞退されたわけですね。本来はそういう形しか今回の場合は対応できないのかなと。

やっぱり市でやめさせるということはできませんので、自主的にやめてもらうという道、あるいはそれをしないということであれば、行政と地元と、市民とですね、協定を結ぶと、業者さんと。県も間に入って。そういう方法ぐらいしかないと思います。

焼却施設については、そんなに量をたくさん燃やすということは聞いておりません。2つある窯のうちの一つしか使わないということですので、そんなに頻繁にどんどん燃やすということではないというふうに理解してはいますが、なお再生可能エネルギーとかそういう焼却で、例えば園芸用ハウスなんかというのはまた別な場所で、あそこではちょっと難しいのではないかなと思います。

○蒲生光男議長 3番、江口忠博議員。

○3番 江口忠博議員 私が申し上げたのは苦肉の策なんではありますが、長井市には公害防止条例とかいうことはまだなくて公害防止対策協議会の設置規定があるぐらいなわけですが、これから産業廃棄物とのかかわり方というのはしばらく続くんだろうと思います、ずっと。業者がかわっても、あるいは新しい施設がもう一回できるとかなんちゅうこともこれからあるかもしれません。ですからこのときにも、私先ほど申し上げたように、地域の方々にもきちっと利益が出るような、受益が出るような、エネルギーに還元するとか転換していくとかそんなことまで考えた総合的な処理事業というのを、ぜひ県あるいは国でもとってもらいたいわけです。ですからそういったことも含んで、ぜひ県のほうには、苦言も含めて強い意見、進言もしていただきたいなと思っております。市民は市民で、これから動かざるを得ないというんであれば動きましょう。動きましょうといいましょうか、とにかく反対の意思を示していきたいと思っています。

きょうは産廃施設の部分と、それから選挙管

理委員会のあり方という2点について質問させていただきましたが、いずれにしても、住んでらっしゃる生活者、市民の方々の目線に立った行政施策というのが、国、県あるいは市でも求められているということは、これは確かなことでもありますので、これについてはこれからもいろいろチェックをしながら、あるいは提言もさせていただきながら、まちの発展のために、あるいはまちの未来につなぐためにこれからも発言させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

### 高橋孝夫議員の質問

○蒲生光男議長 次に、順位4番、議席番号13番、高橋孝夫議員。

(13番高橋孝夫議員登壇)

○13番 高橋孝夫議員 私は、市民生活の向上を願いながら一般質問を行います。通告しております3点について質問申し上げますので、明瞭な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思っております。

質問の第1は、都市再生整備事業についてです。

さきの3月定例会において焦点となった都市再生整備事業について、6月定例会には一般会計補正予算で1,155万円が計上されています。具体的には、都市再生整備計画事業実施に当たり、観光交流拠点施設に係る具体的な施設建設後の維持管理費や経済波及効果などの調査業務委託料840万円と、観光交流拠点施設設計業務委託料315万円で、具体的な計画を示す必要があるために追加補正をするものとされています。そこで、以下3点について考え方などを伺いたいと思っております。

第1点目は、市民団体に提示をされている内容については、まち・住まい整備課長に伺います。

質問に入る前に、表現の仕方についておわびを申し上げます。発言通告書には市民団体という表現で記載をしましたが、この表現は適切ではないと感じますし、この際、計画検討機関と訂正をさせていただいて、あわせて市民団体というあいまいな表現をおわびを申し上げたいと思います。その上で課長にお伺いをいたします。

私は、3月定例会予算総括質疑で、もう少し計画や考え方全体をそしゃくするための時間をいただけないかと申し上げました。結果的には、この間、長井市の都市再生整備に関しての特別な議論などは議会の各級機関では行われなかったと思います。時間をいただきたいと言いながら、積極的にそしゃくをするための努力を重ねてきたとは言えない私自身、反省しなければと感じているところです。

5月24日に産業・建設委員会の協議会があり、申し上げた補正予算の説明があったと聞いておりますが、その後に計画検討機関の会合があり、その中で全体計画について資料が提示をされ検討されたという情報がありました。一部の議員はその際の資料を入手されておられるようですが、私はどのような会議がいつどこで開催をされ、どういった内容の検討がなされ、どのような確認がなされたのかも全くわかりませんし、配付された資料についてもどのようなものなのかわかりません。

そこで、この際、申し上げた会合で配付をされました資料を議会にもお示しをいただき、どのような検討が行われてどういった結論に至ったのかなどについて、できれば会議録などもお示しをいただきながらお聞かせをいただきたいと思っております。本来であれば、議会の所管である産業・建設常任委員会に資料が提示をされ報告があつてしかるべきと思いますが、そうではな